四国運輸局徳島運輸支局長

令和5年度整備管理者選任後研修の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則第46条ならびに貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5に 基づく標記の研修を下記のとおり実施しますので、貴社営業所において選任している整備管理者 が下記の研修対象者に該当する場合は必ず出席させるようお願いします。

記

1. 日時

令和6年1月22日(月) 午前9時~12時 午後1時~4時 令和6年1月23日(火) 午後1時~4時 令和6年2月8日(木) 午後1時~4時

2. 場所

一般社団法人徳島県自動車整備振興会 2 階第 1 研修室 徳島市応神町応神産業団地 1 番地 7

連絡先 : 電話 0 8 8 - 6 4 1 - 4 8 1 3 (徳島運輸支局 検査·整備·保安部門)

3. 研修対象者

- (1)整備管理者として新たに選任された者
- (2) 最後に選任後研修を受講した年度の翌年度末を経過した者

4. 研修内容

- (1)整備管理者の役割について
- (2) 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容について
- (3) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策について
- (4) 車両管理上必要な関係法令について
- (5) 車両管理の内容について
- (6) 運転者等に対する指導教育(方法と実務)について
- (7)整備や事故防止対策に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供について

5. 研修資料

令和5年度整備管理者研修資料